

第 516 回岡山地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 8 月 20 日（水曜日）午後 6 時 05 分～
- 2 場 所 岡山県岡山市北区本町 6-30
第一セントラルビル 2 号館 8 階 Earth
- 3 出席者
- | | |
|------------|---|
| 公益代表委員 | 岡 山 一 郎
片 山 裕 之
佐々木 裕 子
西 田 和 弘
長谷川 珠 子 |
| 労働者代表委員 | 日下部 雅 淑
小 橋 政 次
高 山 伸 男
西 崎 知 佳 |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
佐 野 嘉 郎
鶴 海 元
錦 織 勝 輝
西 谷 治 朗 |
| 事務局 岡山労働局長 | 森 實 久美子 |
| 労働基準部長 | 政 木 隆 一 |
| 賃 金 室 長 | 黒 田 和 美 |
| 賃 金 指 導 官 | 中 本 弘 一 |
| 監 察 監 督 官 | 諏 訪 雅 浩 |
| 労災補償監察官 | 木 村 弘 之 |

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第 516 回岡山地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は公開にて行います。

まず、定足数について報告申し上げます。

本日は、労働者側委員の村上委員が欠席されておりまして、ほかの委員 14 名が出席されておりますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数である 2/3 以上又は公労使各委員の 1/3 以上の出席の条件を満たしていることを報告いたします。

それでは、本日御審議いただく事項につきまして説明します。

- 1 岡山県最低賃金額の審議について
- 2 今後の審議日程について
- 3 その他

でございます。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

西田会長

皆様、暑い中御苦勞様です。また、専門部会委員以外の本審委員の皆様におかれましては、長時間お待たせをすることになりましたして申し訳ございません。

本日の審議会は、公労使の三者が揃い公開としています。

ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので非公開とします。

それでは、付議事項の「岡山県最低賃金額の審議」について、岡山県最低賃金専門部会の部会長から報告してください。

片山部会長

それでは、私の方から岡山県最低賃金額の審議について報告いたします。

(部会長より会長に報告文を手渡す)

(事務局、報告文の写しを各委員に配布)

片山部会長

それでは、報告させていただきます。

岡山県最低賃金専門部会として、8 月 4 日に第 1 回専門部会を開催し、通算 5 回の審議を行い、本日、8 月 20 日に結審いたしました。

金額審議に当たりましては、まず、最低賃金と生活保護との整合について、中央最低賃金審議会答申の考え方に則り、岡山県最

低賃金と生活保護費を比較し、令和6年10月2日発効の岡山県最低賃金は生活保護費を上回っていることを確認いたしました。

また、金額審議に際しては、①労働者の生計費、②労働者の賃金水準、③企業の賃金支払能力を総合的に考慮して、さらに中央最低賃金審議会の目安答申、県内の企業活動と労働者の実情を踏まえ、改定額について審議を行いました。労使の間で意見の相違があり、全会一致には至らず、時間額1,047円、引上げ額65円を公益委員見解として提示いたしました。

その根拠としましては、今年度の中央最低賃金審議会における目安審議に当たっては、特に生計費を重視しており、中でも最低賃金に近い労働者の生活に密接に関係する食料品の消費者物価指数に着目していること、その上昇率は直近9か月で6.4%となっていることから、全国加重平均の6%である63円を基準としています。

岡山県最低賃金専門部会においても同様に、消費者物価指数のうち、特に、食料品における上昇率に注目しておりまして、岡山では直近9か月で7.9%と、全国同様に大きく上昇していることから、目安額63円を基準とすることは妥当であると判断いたしました。その上で、隣県との地域間額差を考慮し、プラス2円を上乗せした65円が妥当であると判断いたしました。

一方で、発効日につきましては引上げ額が非常に大きいため、事務手続きなどを考慮し、12月1日の発効といたしました。

この公益見解に対し、採決の結果、使用者代表委員3名と公益委員2名の合計5名が賛成、労働者代表委員3名が反対となり、賛成多数を得ましたので、時間額1,047円、引上げ額65円として、報告文を作成、提出することで結審といたしました。

発効日は、指定発効として令和7年12月1日といたしました。

なお、今年度の報告文の作成にあたり、専門部会の審議を踏まえ、地域の中小企業が継続的に賃上げできる環境整備の必要性、価格転嫁対策の徹底、生産性向上の支援等、なお書きを追記することについて委員の皆さんの確認を得て、これも含め報告書としています。

以上です。

西田会長

事務局から報告文を読み上げてください。

黒田室長

報告文を読み上げさせていただきます。

(報告文の読み上げ)

西田会長 ただ今の説明について質疑・意見がありますか。

(特になし)

西田会長 それでは、この報告に基づいて本審議会として答申することに賛否を求めることにしますが、委員の皆さん、打合せの時間が必要でしょうか。それとも、直ちに賛否を問うこととしてよろしいでしょうか。

西谷委員 少し時間をいただけますか。

西田会長 時間はどのくらい必要でしょうか。

西谷委員 10 分お願いします。

西田会長 労側、10 分でよろしいですか。

西崎委員 はい。

西田会長 それでは、18 時 30 分再開としたいと思います。18 時 30 分に再開しますので、労使委員の方は別室に御移動ください。

傍聴人の方と報道機関の方は、一旦退室いただき、事務局員の説明をお聞きください。

(労使それぞれ別室にて打合せ)

(打合せ後、労使双方委員入室)

西田会長 それでは再開します。

それでは、この報告に基づいて、本審議会として答申することに賛否を求めることとします。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長を除く公益 4 名、使側 5 名、計 9 名が挙手)

西田会長 反対の方は、挙手をお願いします。

(労側 4 名が挙手)

西田会長

それでは、賛成とした委員 9 名、反対とした委員 4 名で、過半数の委員が賛成ですので、報告文を基に答申いたします。

ここで答申文の作成にあたって、お諮りをしたいと思います。

先ほど部会長から本審議会に対する報告書の提出があり、専門部会の審議の中で様々な意見があったことを受けて、そうした意見を付記した報告書が提出されました。そこで、本審議会としてもこの報告書を受けて答申文に意見を付して労働局長に提出したいと思います。

これにつきまして委員の皆さんの御意見をお伺いしますが、御異議がございますでしょうか。

(異議なし)

西田会長

ありがとうございます。皆さんの賛同をいただきましたので、意見を付記した答申文を作成することとします。文面については、報告書を踏襲したものとしたいと思います。委員の皆さん、よろしいでしょうか

(同意する声)

西田会長

それでは、事務局で答申文（案）を用意してください。

(事務局、答申文（案）を、各委員に配布)

西田会長

事務局から答申文（案）を読み上げてください。

黒田室長

それでは答申文（案）を読み上げさせていただきます。

(答申文（案）の代読)

西田会長

ただいまの答申文（案）について、御異議がありますか。

(特になし)

西田会長

御異議がないようですので、この内容で（案）を取り、番号を付して局長あて答申することといたします。

番号は 27 となります。

(会長より局長へ、答申文を手渡す)

黒田室長 答申をいただきましたので、局長から一言お礼を申し上げます。

森實局長 ただ今、会長から岡山県最低賃金の改正決定に係る審議結果につきまして、答申をいただきました。

委員の皆様におかれましては、厳しい日程の中、真摯にかつ丁寧に御審議いただき心から感謝申し上げます。

今後、異議の申出等に係る必要な手続を経て、発効に向けて作業を進めてまいります。

また、生産性向上を図るための助成金による一層の実効性のある支援、また、価格転嫁に向けた取組の強化等について、様々な機会を通じて厚生労働本省、また関係機関に対してこの内容をお伝えしたいと思っております。引き続きの御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

本日は本当にありがとうございました。

西田会長 それでは、ただ今の答申をもって、本年度の岡山県最低賃金の改正審議を終わります。

続きまして、今後の審議日程について、事務局より説明してください。

黒田室長 今後の審議日程について、御説明いたします。

先ほど、会長より岡山労働局長あて岡山県最低賃金の改正に係る答申をいただきましたので、本日異議の申出に係る公示を行います。公示期間は、9月4日（木）までとなります。異議の申出がありますと、異議の申出に係る審議会を開催することとなります。委員の皆様方には日程の確保についてよろしくお願いいたします。

西田会長 事務局から他に何かありますか。

黒田室長 特にありません。

西田会長 委員の皆様から、何かありますでしょうか。

(特になし)

西田会長 それでは、これをもちまして、第516回岡山地方最低賃金審議会を終わります。

お疲れ様でございました。